

マルナカ志度店 (No.1288)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 12 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ志度店 所在地 さぬき市志度 1896 番地 1 外
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 【変更前】 3,000 m ² 【変更後】 2,431 m ² (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 収容台数：112 台（1 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 収容台数：104 台（1 箇所） ② 駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 収容台数：60 台（1 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 収容台数：95 台（2 箇所） ③ 荷さばき施設の位置及び面積 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 面積：72.0 m ² （1 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 面積：126.0 m ² （2 箇所） ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び面積 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 容量：26.10 m ³ （1 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 容量：14.40 m ³ （1 箇所） (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】 午前 9 時から午後 11 時 【変更後】 午前 7 時から午後 12 時 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】 午前 8 時 40 分から午後 11 時 20 分 【変更後】 午前 6 時 40 分から翌午前 0 時 20 分

	<p>③駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>【変更前】 位 置：図面3-1 建物配置図（変更前） 箇 所 数：2箇所</p> <p>【変更後】 位 置：図面3-2 建物配置図（変更後） 箇 所 数：3箇所</p> <p>④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>【変更前】 午前6時から午後10時まで</p> <p>【変更後】 荷さばき施設1：午前0時から午後12時まで（24時間） 荷さばき施設2：午前6時から午後10時まで</p>
変更の年月日	令和6年11月1日
変更する理由	店舗建て替えに伴う施設配置・運営方法の見直しのため

2 届出年月日 令和6年2月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間： 令和5年3月12日から令和6年7月12日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和6年7月12日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ